

税 務 課

区長報告第 3 号

専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日施行に係る規定について、港区特別区税条例（昭和 3 9 年港区条例第 5 5 号）の一部を改正する必要があり、法律公布日と同日に区長専決処分を行いました。

1 専決処分の日（条例を公布した日）

令和 8 年 3 月 3 1 日

2 改正内容

令和 7 年度末に、軽自動車税（環境性能割）（※ 1）が廃止されたことに伴い、環境性能割に係る規定を削除するとともに、軽自動車税（種別割）（※ 2）の名称を軽自動車税に改めました。

※ 1 軽自動車税（環境性能割）とは、三輪以上の軽自動車の取得時に、取得価格にそれぞれの燃費基準に応じた税率（0 ～ 2 %）が適用される税金です。

※ 2 軽自動車税（種別割）とは、毎年 4 月 1 日を賦課期日として、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（オートバイ）及び三輪以上の軽自動車を所有している人が納める税金です。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

港区特別区税条例の一部を改正する条例の概要

改 正 項 目		改 正 内 容	改正条項	施行期日
1	軽自動車税の納税義務者等	・ 環境性能割に係る規定の削除 ・ 種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 3 6 条	令和 8 年 4 月 1 日
2	種別割の課税免除	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 3 6 条の 2	令和 8 年 4 月 1 日
3	軽自動車税のみなす課税	環境性能割に係る規定の削除	第 3 7 条	令和 8 年 4 月 1 日
4	環境性能割の課税標準	環境性能割に係る規定の削除	第 3 7 条の 3	令和 8 年 4 月 1 日
5	環境性能割の税率	環境性能割に係る規定の削除	第 3 7 条の 4	令和 8 年 4 月 1 日
6	環境性能割の徴収の方法	環境性能割に係る規定の削除	第 3 7 条の 5	令和 8 年 4 月 1 日
7	環境性能割の申告納付	環境性能割に係る規定の削除	第 3 7 条の 6	令和 8 年 4 月 1 日
8	環境性能割に係る不申告等に関する過料	環境性能割に係る規定の削除	第 3 7 条の 7	令和 8 年 4 月 1 日
9	環境性能割の減免	環境性能割に係る規定の削除	第 3 7 条の 8	令和 8 年 4 月 1 日
1 0	種別割の税率	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 3 8 条	令和 8 年 4 月 1 日
1 1	種別割の賦課期日及び納期	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 3 9 条	令和 8 年 4 月 1 日
1 2	種別割の徴収の方法	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 4 1 条	令和 8 年 4 月 1 日
1 3	種別割に関する申告又は報告	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 4 2 条	令和 8 年 4 月 1 日
1 4	種別割に係る不申告等に関する過料	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 4 3 条	令和 8 年 4 月 1 日
1 5	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 4 4 条	令和 8 年 4 月 1 日
1 6	種別割の減免	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 4 5 条	令和 8 年 4 月 1 日
1 7	身体障害者等に対する種別割の減免	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	第 4 5 条の 2	令和 8 年 4 月 1 日

18	軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例	環境性能割に係る規定の削除	付則第5条の3	令和8年4月1日
19	軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例	環境性能割に係る規定の削除	付則第5条の4	令和8年4月1日
20	軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例	環境性能割に係る規定の削除	付則第5条の5	令和8年4月1日
21	軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付	環境性能割に係る規定の削除	付則第5条の6	令和8年4月1日
22	軽自動車税の環境性能割の税率の特例	環境性能割に係る規定の削除	付則第5条の7	令和8年4月1日
23	軽自動車税の種別割の税率の特例	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	付則第6条	令和8年4月1日
24	軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例	種別割の名称を軽自動車税に改めることに伴う規定の整備	付則第6条の2	令和8年4月1日

港区特別区税条例新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (軽自動車税の納税義務者等) 第三十六条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。 2 軽自動車等の所有者が法第四百四十五条第一項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。 (軽自動車税の課税免除) 第三十六条の二 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。 一 三 (略) (軽自動車税のみなす課税)	(前略) (軽自動車税の納税義務者等) 第三十六条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第四百四十三条第二項に規定する者を含まないものとする。 3 軽自動車等の所有者が法第四百四十五条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。 (種別割の課税免除) 第三十六条の二 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。 一 三 (略) (軽自動車税のみなす課税)

第三十七条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第三十七条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第三十六条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第四百四十四条第三項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽

自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(中略)

(中略)

(環境性能割の課税標準)

第三十七条の三 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第十五条の十に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第三十七条の四 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- 一 法第四百五十一条第一項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の一
- 二 法第四百五十一条第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の二
- 三 法第四百五十一条第三項の規定の適用を受けるもの 百分の三

(環境性能割の徴収の方法)

第三十七条の五 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第三十七条の六 環境性能割の納税義務者は、法第四百五十四条第一

項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2| 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による報告書を区長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第三十七条の七 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

- 2| 前項の過料の額は、区長が定める。

- 3| 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から十日以内とする。

（環境性能割の減免）

第三十七条の八 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第四十五条の二第一項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2| 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(軽自動車税の税率)

第三十八条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する税率の七割に相当する額とする。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第三十九条 軽自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

2 軽自動車税の納期は、五月十一日から同月三十一日までとする。

(中略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第四十一条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第四十二条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から十五日以内に、規則で定める申告書及びその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

(種別割の税率)

第三十八条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する税率の七割に相当する額とする。

(種別割の賦課期日及び納期)

第三十九条 種別割の賦課期日は、四月一日とする。

2 種別割の納期は、五月十一日から同月三十一日までとする。

(中略)

(種別割の徴収の方法)

第四十一条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第四十二条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から十五日以内に、規則で定める申告書及びその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

254 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第四十三条 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第四十四条 (略)

2 法第四百四十五条又は第三十六条第二項ただし書、第三十六条の二第一号若しくは第三十七条の二の規定により軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から十五日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第四百四十五条又は第三十六条第二項ただし書、第三十六条の二第一号若しくは第三十七条の二の規定により軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者について、また同様とする。

358 (略)

9 第二項又は第五項の標識及び第六項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき若しくは当該原動機付自転車又は小型

254 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第四十三条 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第四十四条 (略)

2 法第四百四十五条又は第三十六条第三項ただし書、第三十六条の二第一号若しくは第三十七条の二の規定により種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から十五日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第四百四十五条又は第三十六条第三項ただし書、第三十六条の二第一号若しくは第三十七条の二の規定により種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者について、また同様とする。

358 (略)

9 第二項又は第五項の標識及び第六項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき若しくは当該原動機付自転車又は小型

特殊自動車に対して、軽自動車税が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から十五日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10
12 (略)

(軽自動車税の減免)

第四十五条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免する。

一 三 (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までにその減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

一 八 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第四十五条の二 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

一 二 (略)

2 前項第一号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の

特殊自動車に対して、種別割が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から十五日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10
12 (略)

(種別割の減免)

第四十五条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、種別割を減免する。

一 三 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までにその減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

一 八 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第四十五条の二 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

一 二 (略)

2 前項第一号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の

の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

一六 （略）

3 （略）

4 第一項第二号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者

規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

一六 （略）

3 （略）

4 第一項第二号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、

は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（中略）

付 則

（中略）

納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（中略）

付 則

（中略）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第五条の三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第一章第三節の規定にかかわらず、東京都が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車（法第四百四十六条第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交

通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3| 東京都知事は、当分の間、第一項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第五条の五の規定により読み替えられた第三十七条の六第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされた法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4| 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5| 第三項の規定の適用がある場合における第八条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があつたときは、その延長された納

期限」とあるのは、「付則第五条の三第三項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第五条の四 当分の間、第三十七条の二の規定にかかわらず、東京都が法第百四十八条第二項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 区長は、当分の間、第三十七条の八の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第五条の五 第三十七条の六の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第五条の六 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第二十九条の十六第一項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第五条の七 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定(次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	八千二百円

(軽自動車税の税率の特例)

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	八千二百円

	一万八 hundred 円	一万二千九 hundred 円
第二号イ(3)ロ	三千八百 円	四千五百 円
	五千 円	六千 円

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九 hundred 円	千 円
第二号イ(3)イ	六千九 hundred 円	千八百 円
	一万八 hundred 円	二千七 hundred 円
第二号イ(3)ロ	三千八百 円	千 円
	五千 円	千三百 円

3 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、同項第二号イ(2)中「三千九 hundred 円」とあ

	一万八 hundred 円	一万二千九 hundred 円
第二号イ(3)ロ	三千八百 円	四千五百 円
	五千 円	六千 円

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九 hundred 円	千 円
第二号イ(3)イ	六千九 hundred 円	千八百 円
	一万八 hundred 円	二千七 hundred 円
第二号イ(3)ロ	三千八百 円	千 円
	五千 円	千三百 円

3 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に

るのは「二千円」と、同号イ(3)(イ)中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。

4| 前三項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第六条第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第六条の二 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項又は第三項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

限り、同項第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号イ(3)(イ)中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。

4| 法附則第三十条第四項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和七年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号イ(3)(イ)中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」とする。

5| 前各項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第六条の二 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発行された日から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第三十九条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第四十二条及び第四十三条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第八条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とあるのは、「付則第六条の二第二項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とする。

ものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第三十九条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第四十二条及び第四十三条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第八条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とあるのは、「付則第六条の二第二項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とする。

(後略)

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 港区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成二十六年港区条例第十七号)の一部を次のように改正する。

付則第五条第一項中「の種別割」を削る。

(後略)